

律蔵の中のアディカラナ 9

佐々木 閑

略号表

Vin

H. Oldenberg, *The Vinaya Piṭakam*, 5 vols., PTS 1879—83.

大正

大正大藏經

佐々木, *Adhikaraṇa 1*

佐々木閑「律蔵の中のアディカラナ 1」, 『佛教研究』, 第35号, 2007, pp. 135-193.

佐々木, *Adhikaraṇa 2*

佐々木閑「律蔵の中のアディカラナ 2」, 『佛教研究』, 第36号, 2008, pp. 135-166.

佐々木, *Adhikaraṇa 3*

佐々木閑「律蔵の中のアディカラナ 3」, 『佛教研究』, 第37号, 2009, pp. 141-189.

佐々木, *Adhikaraṇa 4-(1)*

佐々木閑「律蔵の中のアディカラナ 4-(1)」, 『佛教研究』, 第38号, 2010, pp. 163-190.

佐々木, *Adhikaraṇa 4-(2)*

佐々木閑「律蔵の中のアディカラナ 4-(2)」, 『佛教研究』, 第39号, 2011, pp. 127-154.

佐々木, *Adhikaraṇa 5*

佐々木閑「律蔵の中のアディカラナ 5」, 『佛教研究』, 第40号, 2012, pp.

161-181.

佐々木, *Adhikaraṇa 6*

佐々木閑「律蔵の中のアディカラナ 6」, 『福原隆善先生古稀記念論集 佛法僧論集』, 第1巻, 山喜房佛書林, 2013, pp.(1)652-(22)631.

佐々木, *Adhikaraṇa 7*

佐々木閑「律蔵の中のアディカラナ 7」, 『禅學研究』, 第92号, 2014, pp. 1-21(巻末より).

佐々木, *Adhikaraṇa 8*

佐々木閑「律蔵の中のアディカラナ *vivādamūla*」, 『印度學佛教學研究』 第62巻第1号, 2013, pp. 191-198(巻末より).

I

律蔵の中に現れるアディカラナという語を手掛かりとして、律蔵の成立状況を調査している。最初は資料をパーリ律に限定したうえで、アディカラナ概念が律蔵内部でどう変化していったかを示す基本的な仮説を組み上げ、その後、その仮説を検証するために、他のすべての律も含めて比較検討するという手順で研究を続けてきた。アディカラナという一本の糸をたどることで、律蔵全体の成立過程に関しても新たな知見がかなり得られた。それが本研究の最大の成果である。

また、この研究の過程で、現存する六本の広律に含まれるアディカラナ関係の記述には、その律独自の特異性を示している個所が何か所もあり、その特異性が、私の仮説を前提とすることで合理的に解決できるということも分かってきた。一見奇妙な様相を示すそれらの特異性が、私の仮説を前提にすれば合理的に理解できるということは、その作業が、私の仮説の妥当性を確認するための検証作業になっているということである。私はそういった特異性を5つ挙げ、それを一つずつ検討してきた⁽¹⁾。もう一度、それらを「5つの問題点」として提示しておく。

第1の問題点：『摩訶僧祇律』の「サマタ韃度」相当部分が、韃度部（雑誦跋渠法）ではなく、波夜提第四条の経分別部分に含まれているということ。

第2の問題点：『五分律』の比丘経分別末尾には、他の律にはない、「アディカラナサマタ法」各々の成立因縁が、要点だけを抜き出すかたちで記されている。そして「サマタ韃度」（「滅諍法」）の方は、前半部分がなく、後半部分だけが存在しているということ。

第3の問題点：『十誦律』の比丘経分別末尾には、「サマタ韃度」前半部分にあたる記述がまるごと置かれており、一方「サマタ韃度」（「諍事法」）の方は、前半部分がなく、後半部分だけが存在しているということ。

第4の問題点：「七百結集記事」および「サマタ韃度」に関連して現れる ubbāhikā, vyūḍhaka と呼ばれる役職名の出現状況が、「根本有部律」と『摩訶僧祇律』だけ特殊だということ。

第5の問題点：「根本有部律」Adhikaraṇavastuの構造が、他の律の「サマタ韃度」と大きく異なっているということ。

このうち問題点1と5についてはすでに考察を終え、成果は論文として発表した⁽²⁾。今回の論文では、問題点2と3をまとめて考察していく。この二つの問題点は、類似しており、一括して扱うことが可能だからである。

II

はじめに問題点の2、『五分律』における構造の特異性について考察していく。これについては、すでに先行論文で手短かに指摘したのであるが、ここでは実際に資料文を提示しながら、より詳細に論じていく⁽³⁾。

パーリ律の中、附随 (parivāra) を除く部分、すなわち経分別と韃度部において、アディカラナを解説する箇所は二箇所ある。一つは経分別の末尾。そこには七種のアディカラナサマタ法の名称が列挙されている。しかしそれは単なる名称の列挙だけであって、それ以上の説明はない⁽⁴⁾。

もう一個所は韃度部の中、サマタ韃度 (Samathakkhandhaka) と呼ばれる一章。そこでは七種のアディカラナサマタ法の具体的規定と、四アディカラナの定義、そしてそれら四アディカラナを七種のアディカラナサマタ法のどれによって、ど

のように滅するのか、という具体的執行方法が詳細に解説されている⁽⁵⁾。このような構造が、どういった過程を経て成立したのかという問題が、この一連の論文シリーズの主題であり、それに関する仮説も示し、ある程度の検証も済んでいる⁽⁶⁾。

『五分律』が示す構造上の特異性は、その二個所のうちの第一番目、すなわち七種のアディカラナサマタ法に言及する、経分別の末尾部分に現れている⁽⁷⁾。パーリ律、『四分律』、『根本説一切有部毘奈耶』の当該個所では、単に七つのアディカラナサマタ法の名称を列挙するだけであるし、『摩訶僧祇律』も現在形では改変されているが、本来はパーリ律などと同じく、七種アディカラナサマタ法の名称列挙であったことは先行論文で指摘した⁽⁸⁾。単なる名称列挙の例として『四分律』の文章を示しておく⁽⁹⁾。

若有諍事起。即應除滅。應與現前毘尼。當與現前毘尼。應與憶念毘尼。當與憶念毘尼。應與不癡毘尼。當與不癡毘尼。應與自言治。當與自言治。應與覓罪相。當與覓罪相。應與多人語。當與多人語。應與如草覆地。當與如草覆地。

もし、諍事が起こったなら、直ちにこれを除滅せよ。現前毘尼を与えるべきならば現前毘尼を与えよ。憶念毘尼を与えるべきならば憶念毘尼を与えよ。不癡毘尼を与えるべきならば不癡毘尼を与えよ。自言治を与えるべきならば自言治を与えよ。覓罪相を与えるべきならば覓罪相を与えよ。多人語を与えるべきならば多人語を与えよ。如草覆地を与えるべきならば如草覆地を与えよ。

現前毘尼、憶念毘尼、不癡毘尼、自言治、覓罪相、多人語、如草覆地という七種のアディカラナサマタ法が列挙されているだけである。これに対して、『五分律』および、この後考察する『十誦律』では、この部分がそれぞれに特異な形をとっているのである。ではその『五分律』の当該個所を全文提示する。『五分律』の比丘経分別の末尾、七アディカラナサマタ法の列挙部分である⁽¹⁰⁾。

五分律第一分之八七滅諍法。於何處起。應與現前比尼與現前比尼。答言瞻婆國。因誰起。答言六群比丘。於何處起。應與憶念比尼與憶念比尼。答言王舍城。因誰起。答言陀婆力士子。於何處起。應與不癡比尼與不癡比尼。答言王舍城。因誰起。答言伽伽比丘。於何處起。應與自言與自言。答言舍衛城。因誰起。答言

因異比丘。於何處起。應與多人語與多人語。答言舍衛城。因誰起。答言因衆多比丘。於何處起。應與草布地與草布地。答言舍衛城。因誰起。答言因衆多比丘。於何處起。應與本言治與本言治。答言舍衛城。因誰起。答言優陀夷。

五分律、第一分の八、七滅諍法。

『現前比尼を与えるべきならば現前比尼を与えよ』とは、どこで起こったことか。答えて言う、「瞻婆國である」。「それは誰によって引き起こされたことか」。答えて言う、「六群比丘である」。

『憶念比尼を与えるべきならば憶念比尼を与えよ』とは、どこで起こったことか。答えて言う、「王舍城である」。「それは誰によって引き起こされたことか」。答えて言う、「陀婆力士子である」。

『不癡比尼を与えるべきならば不癡比尼を与えよ』とは、どこで起こったことか。答えて言う、「王舍城である」。「それは誰によって引き起こされたことか」。答えて言う、「伽伽比丘である」。

『自言を与えるべきならば自言を与えよ』とは、どこで起こったことか。答えて言う、「舍衛城である」。「それは誰によって引き起こされたことか」。答えて言う、「異比丘である」。

『多人語を与えるべきならば多人語を与えよ』とは、どこで起こったことか。答えて言う、「舍衛城である」。「それは誰によって引き起こされたことか」。答えて言う、「衆多比丘である」。

『草布地を与えるべきならば草布地を与えよ』とは、どこで起こったことか。答えて言う、「舍衛城である」。「それは誰によって引き起こされたことか」。答えて言う、「衆多比丘である」。

『本言治を与えるべきならば本言治を与えよ』とは、どこで起こったことか。答えて言う、「舍衛城である」。「それは誰によって引き起こされたことか」。答えて言う、「優陀夷である」⁽¹⁾。

『四分律』と『五分律』の比較の一例として、冒頭の現前比尼をとりあげて並べてみる。

- ・『四分律』：現前毘尼を与えるべきならば現前毘尼を与えよ。
- ・『五分律』：『現前比尼を与えるべきならば現前比尼を与えよ』とは、どこで起こったことか。答えて言う、「瞻婆國である」。「それは誰によって引き起こされたことか」。答えて言う、「六群比丘である」。

『五分律』では、『四分律』のような文言が先にあることを前提として、それをさらに注釈するかたちで、各々のアディカラナサマタ法が制定された場所と、因縁譚の主人公の名を挙げている。このような注釈的スタイルは『五分律』比丘経分別だけの特殊なものである。

注意すべき点は、この特異性は『五分律』比丘経分別の末尾部分にだけ現れているのであって、同じ『五分律』でも波羅提木叉（『彌沙塞五分戒本』）の末尾には見られないという点である。『五分律』の比丘波羅提木叉の末尾は、パーリ律などと同様、単なる名称列挙である。『五分律』の特異性は、比丘経分別の末尾にだけ見られるのである。⁽¹²⁾

こういった状況から見て、パーリ律、『四分律』、『根本説一切有部毘奈耶』および改変前の『摩訶僧祇律』などがもともとあった古い形を伝えており、それをさらに詳しく注釈するために『五分律』が比丘経分別の末尾を新たに増広した、という状況が想定できる。これを確認するために、同じ『五分律』の、アディカラナについて解説するもう一つの個所であるサマタ韃度を見てみる。『五分律』では、サマタ韃度は「滅諍法」と呼ばれている。⁽¹³⁾

これまでの研究によって何度も指摘してきたように、私の仮説によれば、サマタ韃度は本来、七種のアディカラナサマタ法だけを解説するものであった。それがのちに、四種のアディカラナというものが新たに定義され、同時に、その四つのアディカラナを七種のアディカラナサマタ法によってどのように滅するか、という方法が規定され、それらは本来のサマタ韃度の後ろに付加されるかたちで導入された。こうしてサマタ韃度は、「七種のアディカラナサマタ法だけを語る前半部分」と、「四アディカラナの定義および、その四アディカラナを七種のアディカラナサマタ法によって滅する方法を語る後半部分」の二つのパーツで構成

されるようになったのである。

このような構造は、パーリ律、『四分律』に明確に現れているし、『根本説一切有部毘奈耶』や『摩訶僧祇律』も、改変される前はそういった構成であったことをすでに指摘した。

そこで『五分律』「滅諍法」であるが、そこには奇妙な状況が現れている。『五分律』「滅諍法」には、上で述べた前後二つのパーツのうちの、後半部分しか存在していないのである。四アディカラナの定義から始まって、それらを七種のアディカラナサマタ法によって滅する方法が述べられるが、その前にあるべき、七種のアディカラナサマタ法を一括して解説する記述はない。前半部分が欠けているのである。

ではその前半部分に相当する記述はどこにあるかということ、それこそが、今述べた、比丘経分別末尾にある特異な注釈的文言である。そこには、他の律にも、そして同じ『五分律』の比丘波羅提木叉の末尾にもない、「各々のアディカラナサマタ法が制定された場所と、因縁譚の主人公名のリスト」が記されているが、これがまさに、サマタ韃度前半で語られる、七種アディカラナサマタ法一括説明に相当する略式文である。本来ならば、「どこそこで、だれそれが、こういった事を為したため、世尊によってこれこれというアディカラナサマタ法が制定された」という話が一つひとつ具体的に語られる。それがパーリ律などのサマタ韃度の前半部である。それを『五分律』では、最大限に圧縮した形で、制定場所と関係人物名だけ出すスタイルにして、経分別の末尾に入れているのである。

この略式文の中に現れる制定場所と関係人物名が、『五分律』のどこか別の場所で、圧縮形ではなく実際の具体的な話として語られていないかどうか調査したが、そのような話は存在しなかった。したがってこの略式文は、どこか別の場所に存在するオリジナルの話をベースにして、その要点だけを抽出したというのではなく、略式文だけで独立に存在しているのである。それは、本来サマタ韃度の前半部分として存在していたオリジナルの記述を取り出し、圧縮して比丘経分別の末尾に移した、と考えれば辻褄が合う⁽¹⁴⁾。

サマタ韃度の前半部を圧縮したかたちの記述が、『五分律』の、しかも比丘経

分別の末尾にだけ現れるという事実、そして、そこで名前だけ挙げられている「制定場所と関係人物名」が登場する具体的な因縁譚が、『五分律』のどこにも存在しないという事実から見て、成立順序は明らかである。パーリ律などの構造が原初形である。『五分律』の元になった律も同じ構造であったと思われる。『五分律』は、全体がコンパクト化された律であるという点を考えると、サマタ韃度の前半部で語られる七アディカラナサマタ法の解説も、『五分律』の編集時に極限にまでコンパクト化されて、因縁譚の制定場所と関係人物名だけがリスト化されるかたちになったものと思われる。そしてそれは、比丘経分別の末尾、本来ならば七アディカラナサマタ法の名称だけが並んでいた個所に注釈のようなかたちで適宜はめ込まれて、現在形になった。つまり『五分律』では、サマタ韃度前半部分がコンパクト化され、比丘経分別の末尾に一種の注釈のかたちで挿入されたのである。

以上のことから、アディカラナ関連個所については、『五分律』もパーリ律や『四分律』と同形であったものが、後に改変されたと結論づけることができる。するとそれに連動するかたちで、『五分律』に見られる四アディカラナの定義の問題も解決する。すでに先行論文で指摘したが、『五分律』のアディカラナの定義には問題があった⁽¹⁵⁾。それは次のようなものである。

- (1) 言諍 (パーリ律でいう *vivādādhikaraṇa*) : 若し比丘、共に諍いて、是れ法なりと言うあり、非法なりと言うあり、(乃至) 是れ仏所制、非仏所制とて、此れを以て忿りを致して、たがいに罵詈するを、是れを言諍と名づく。
- (2) 教誡諍 (同じく *anuvādādhikaraṇa*) : 若し比丘、比丘を教誡して言わく「汝、波羅夷を犯ぜざるを憶せりやいなや。僧伽婆尸沙 (乃至) 惡説を犯ぜざるを憶せりやいなや」と。彼の比丘、喜ばず、受けずして、此れを以て諍を致すを是れを教誡諍と名づく。
- (3) 犯罪諍 (同じく *āpattādhikaraṇa*) : 若し比丘、波羅夷、乃至惡説を犯じ、又、若しは鬪諍相罵して身口意の悪を起こさんに、是れを犯罪諍と名づく。
- (4) 事諍 (同じく *kiccādhikaraṇa*) : 僧の常所行事の一切羯磨および所有所作にして、此れを以て諍を致すを是れを事諍と名づく。

パーリ律の定義文は「AがAアディカラナである」という不合理なかたちだったが、この『五分律』の定義は「Aによって生じるアディカラナがAアディカラナである」という、理の通ったかたちになっている。ただし(1)の言諍は、「此れを以て忿りを致して、たがいに罵詈するを、是れを言諍と名づく」としているのので、「比丘どうしが教説をめぐる対立することそのものが言諍だ」と言っているのだが、これは問題ない。言諍の場合は「教説をめぐる対立によって生じるアディカラナが言諍というアディカラナである」と言っても、「教説をめぐる対立が言諍というアディカラナである」と言っても、それがなんらかの諍いを示している点に違いはないので、不合理は生じないからである⁽¹⁶⁾。

一方、(3)の犯罪諍の定義には大きな問題がある。「比丘が波羅夷、乃至悪説を犯すこと自体が犯罪諍であり、あるいは（それらの犯罪をめぐる？）互いに争って悪行をなせば犯罪諍である」と言っているから、前半がパーリ律型の「比丘の犯罪そのものが犯罪諍だ」という定義文になっており、さらその後ろに「比丘の犯罪をめぐる生じる争い事が犯罪諍だ」という合理的な定義が置かれる、という変則的なかたちになっている。すでに何度も指摘したように、パーリ律型の定義文には欠陥があり、それによって四種アディカラナの意味にぶれが生じているのだが、それが『五分律』の定義文では（犯罪諍以外では）全く合理的な文型になっている。『五分律』の定義を採用するなら、パーリ律の内部にみられた様々な不合理は生じない。それらはすべて「諍い」の類型として一括することができるのである。

同じ状況が「根本有部律」にも見られた。『五分律』では(3)の犯罪諍だけはパーリ律型の不合理な定義文を含んでおり、残り三つの定義は合理的なのだが、「根本有部律」の場合は、四アディカラナの定義文すべてが合理的なかたちになっていた。そして分析の結果、それら四つとも、本来はパーリ律と同じ不合理なかたちであったものが、後になって修正されたということが判明した。このことはすでに前回の論文で論証したことである⁽¹⁷⁾。

「根本有部律」と同じ状況を示す『五分律』の定義もまた、「根本有部律」のように、後になって合理的なかたちに修正された、という推測は可能であるが、そ

これを裏付けるためには、『五分律』のアディカラナ関係の記述は、パーリ律などのものよりも新しい」あるいは「より新しいかたちとして編纂された」ということを示さねばならないわけだが、上の「七種アディカラナサマタ法解説文のコンパクト化」の論証がそれを示している。『五分律』も本来はパーリ律などと同じ構造だったものが、さらにもう一段後の編纂作業を経て現在形になったということが判明したのである。したがって、新しい編纂の痕跡を示す『五分律』が語る、四アディカラナの定義文も、「根本有部律」同様、後に修正されたものと考えることができる。パーリ律などと同じ、不合理を含んでいた定義文（「AがAアディカラナである」）が、合理的な形（「Aによって生じるアディカラナがAアディカラナである」）へと修正されたのである。

ただし「根本有部律」は、四種アディカラナの定義すべてを完全に合理的なかたちに書き換えたが、『五分律』の場合は痕跡が残った。それが第三番目、犯罪諍の定義である。その前半が、「若し比丘、波羅夷、乃至惡説を犯じ」となっているが、これは旧定義そのものである。それを残したまま、後ろに「若しは鬪諍相罵して身口意の悪を起こさんに」という、新定義を付加するかたちで修正したのである。この、犯罪諍の定義文が示す特異性は、『五分律』の定義が後に合理的なものへと変更されたことを示す重要な情報である。

III

以上で、『五分律』の考察を終わって、次に『十誦律』の問題を考えていく。まず、私の先行論文の文章を引用して、その問題点を提示しよう⁽¹⁸⁾。

この律（『十誦律』）の比丘経分別末尾はきわめて特殊な形をとる。経分別末尾には、七種アディカラナサマタ法の名称列挙ではなく、その代わり、パーリ律などの他の律ならば「サマタ韃度」の前半部に置かれている「七アディカラナサマタ法各々の解説」がそのまま入っているのである。当然それは、量的にかなり大きなものである。七種アディカラナサマタ法の名称列挙だけなら漢訳で十行足らずの微少な記述だが、その代わりにここに入っている「七アディカラ

ナサマタ法の解説」は、大正大蔵経でおよそ六ページにもおよぶ。では、同じ『十誦律』における「サマタ韃度」（「諍事法」）の方はどうなっているかという
と、他の律ではそこにあるはずの前半部分がなく、残りの後半部分「四アディ
カラナの説明と、それを七種アディカラナサマタ法で滅する方法」だけが説か
れる。このような特異性が表れるのは、（同じ）『十誦律』でも比丘経分別末尾
部分だけであって、比丘波羅提木叉の末尾や比丘尼波羅提木叉の末尾は、他律
同様、単に七アディカラナサマタ法の名称が列挙されるだけであるし、比丘尼
経分別の末尾には、アディカラナサマタ法に言及する文言がなにもない。

状況が『五分律』と似ていることが分かる。『五分律』では、サマタ韃度の前
半部分をコンパクト化して、それを経分別の末尾に注釈の形で挿入していたが、
『十誦律』の場合は、コンパクト化せず、前半部分をそのまま経分別の末尾に移
動したのである。そのため、経分別の末尾が大きく膨れあがることになった。

いうまでもなく、このような改変は経分別の末尾だから可能なのであって、実
際に布薩の時に読誦する波羅提木叉の末尾を、同じように巨大化することなど
できない。したがって、同じ『十誦律』でも、比丘経分別の末尾にだけ、このよ
うな変則形が見られるのであって、波羅提木叉の末尾は、もとのまま、七種ア
ディカラナサマタ法の名称列挙だけが置かれているのである。

これまでの考察によって明らかになったように、『五分律』と『十誦律』はど
ちらも、サマタ韃度の前半部分にあたる、「七種のアディカラナサマタ法を解説
する部分」を経分別の末尾へ移すという操作を行っている。理由はおそらく、経
分別末尾にある「七種のアディカラナサマタ法の名称列挙」部分と一体化させる
ことで、別々の個所にあった「七種アディカラナサマタ法の説明文」を一個所に
まとめることにあつたのであろう。しかし、その移動方法が『五分律』と『十誦
律』では全く異なっており、どちらかが先にあつて、それを元にもう一方が作ら
れた、というプロセスは想定できない。それぞれが独自に改変をおこなったと思
われる。

『五分律』と『十誦律』に共通する、「アディカラナ関連の情報を一つにまとめ

ようという方向性」を念頭に置いて見渡すと、方法は違っていても、『摩訶僧祇律』や「根本有部律」もやはり、同一線上にあることが分かる。

『摩訶僧祇律』は、比丘波夜提第4条に、「四アディカラナと七種アディカラナサマタ法」に関する全解説を入れている。つまりここにサマタ韃度全体を置いているのである。しかもそれが、「七種アディカラナサマタ法だけを語る前半」、「四アディカラナの定義と、それらを七種アディカラナサマタ法によって滅する方法を語る後半」という区分をなくして、全体を融合し一体化したかたちに改変されている。そのうえその全文を、比丘経分別末尾の、本来ならば七種アディカラナサマタ法の名前を列挙するだけの個所でももう一度繰り返している。結局のところ、アディカラナ関連の記述を単一なものへと集約している⁽¹⁹⁾のである。

「根本有部律」の場合は、経分別末尾の七種アディカラナサマタ法の列挙個所は本来のままであるが、サマタ韃度の方が大きく改変された。前半と後半の区別をとりはらい、両者を融合した形に変えたうえで、冒頭に長いアヴァダーナを付加したのである。前半と後半を融合したという点では『摩訶僧祇律』と似た方向性を持っているが、融合後のかたちは両者全く異なっており、別々に改変作業が行われたことがわかる。

このように、一旦はパーリ律や『四分律』のようなかたちで完成したアディカラナ関連の記述が、「分散した記述の一元化」という方向に沿って、律ごとに異なる方法で改変されていったということが分かる。

『十誦律』のアディカラナ関連個所が現在形に至るプロセスが大枠判明したところで、その成果に基づいて、『十誦律』アディカラナ関連個所に存在する種々の問題点を解いていこう。

1. 「自言の執行方法をめぐる問題」

パーリ律を分析した際、仮説の構築に役立った情報の一つが、「自言」(paṭiñṇā)の定義である。パーリ律サマタ韃度の前半部分と後半部分では「自言」の定義にずれがある。前半では、「いかなる罪であれ、その罪を当事者が告白することでアディカラナを鎮めること」が「自言」とされるのに対し、後半部

分では「軽罪を犯した者が、その罪を告白することでアディカラナを鎮めること」が「自言」と言われるのである。前半部分では「波羅夷も含めたあらゆる罪に関して、当事者が告白することでアディカラナを鎮めること」となっているものが、後半になると「軽罪を犯した者が、その罪を告白すること」となっている。このずれが、サマタ韃度の成立過程を説明するうえで決め手となる重要な情報になる。それがなぜ決め手になるかは、すでに先行論文で詳細に論じているので、そちらを参照していただくとして、ここではともかく、同じ現象が『十誦律』にも現れているかどうかを見ていく。⁽²⁰⁾

「自言」は、『十誦律』の比丘経分別末尾で説明されるし、韃度部サマタ韃度内部（『十誦律』では「諍事法」という）でも説かれるが、そこには、上のパーリ律で見られたのと同じ、意味のずれが存在している。このことは、私の仮説による四段階成立説が、『十誦律』にもあてはまるということを示している。下に、その2箇所⁽²¹⁾の原文と和訳を提示する。

自言滅諍。有十種非法十種如法。十種非法者。若比丘犯波羅夷罪。自言不犯。衆僧問言。汝自說犯不。自言不犯。是名非法。又比丘犯僧伽婆尸沙波逸提波羅提提舍尼突吉羅。自言不犯。衆僧問言。汝自說犯不。自言不犯。是名非法。又比丘不犯波羅夷。自言我犯。衆僧問言。汝自說犯波羅夷不。自言我犯波羅夷。是名非法。又比丘不犯僧伽婆尸沙波逸提波羅提提舍尼突吉羅。自言我犯。衆僧問言。汝自說犯不。自言我犯。是名十非法。

自言滅諍には十種の非法なもの、十種の如法なものがある。十種の非法なものとは〔以下のとおり〕。比丘が波羅夷罪を犯しながら「犯していません」と言い、〔あるいは、〕サンガが「犯したかどうかを自分で言いなさい」と詰問するのに対して「犯していません」と言う。これが非法なものである。（以下、僧伽婆尸沙から突吉羅まで同文）。また、比丘が波羅夷罪を犯していないのに「犯しました」と言い、〔あるいは、〕サンガが「波羅夷を犯したかどうかを自分で言いなさい」と詰問するのに対して「私は波羅夷を犯しました」と言う。これも非法なものである。（以下、僧伽婆尸沙から突吉羅まで同文）。これが十種の非法な〔自言滅諍〕である。

このあとさらに「十種の如法な自言滅諍」が説かれるが、内容は上の記述を逆にしたものであるから省略する。ここで重要なのは、自言滅諍（＝自言）の対象に波羅夷と僧伽婆尸沙が含まれている点である。上で考察したように、この、比丘経分別末尾に置かれた七種アディカラナサマタ法の解説は、本来はサマタ韃度の前半部分に相当する。そしてそこに含まれる自言の適用範囲に、重罪である波羅夷と僧伽婆尸沙が含まれているのだから、状況はパーリ律と全く合致するのである。

次に、『十誦律』サマタ韃度（＝諍事法）に表れる自言の解説文を見てみよう。犯罪事（パーリ律で言うāpattādhikaraṇa）を「現前比尼と自言比尼滅（自言）」で滅する方法の解説である。⁽²²⁾

云何現前及自言。如比丘若他比丘説罪若不説罪。若令憶念若不令憶念。自言。我犯僧伽婆尸沙。是比丘從僧乞別住。僧如法如比尼如佛教與別住。是中云何名現前。與別住人。及得別住者。和合一處。如法如比尼如佛教作。作者。與彼人作別住。是中云何復名如法自言。如比丘若他比丘説罪若不説。罪若令憶念若不令憶念。自言。我犯僧伽婆尸沙。是應與摩那埵本日治。應與出罪。是比丘從僧乞摩那埵本日治出罪羯磨。僧如法如比尼如佛教。作出罪羯磨。是事何等現前。與出罪人得出罪者。和合一處。如法如比尼如佛教作。作者。與是比丘作出罪。是中云何復名如法自言。如比丘若他説罪若不説罪。若令憶念若不令憶念。自言。我犯可悔過罪。是中現前者。與悔過人作悔過人。和合一處。如法如比尼如佛教作。作者。與作可悔過。是名現前比尼及自言比尼滅。

「現前と自言によって、どうやって〔犯罪事を滅する〕のか」。(自言の第一例)
「比丘が、他の比丘から罪を告発された場合であれ、告発されない場合であれ、あるいは、他の比丘から問いただされた場合であれ、問いただされない場合であれ、自分から『私は僧伽婆尸沙（僧残）を犯しました』と告白し、サンガに別住の処分を乞い、サンガが〔この比丘に〕、法に即し、律に即し、仏陀の教えに即して別住を与えるのである」

「この〔手続きの〕中で、なにが現前か」

「別住を与える人と別住処分を受ける人が一ヵ所で和合して、法に即し、律に

即し、仏陀の教えに即して別住を作すのが〔現前で〕ある。『作す』とは、その人のために別住を作すのである」

「さらにまた、如法な自言にはどのようなものがあるか」。(自言の第二例)

「比丘が、他の比丘から罪を告発された場合であれ、告発されない場合であれ、あるいは、他の比丘から問いただされた場合であれ、問いただされない場合であれ、自分から『私は僧伽婆尸沙（僧残）を犯し、摩那埵〔の罰に〕相当します』とか、『[私は僧伽婆尸沙（僧残）を犯し、] 本日治〔の罰に〕相当します』とか、『[私は僧伽婆尸沙（僧残）を犯し、] 出罪を与えられるべき状態です』と告白し、この比丘がサンガに摩那埵、本日治、出罪羯磨を乞い、サンガが〔この比丘に〕、法に即し、律に即し、仏陀の教えに即して〔摩那埵ないし〕出罪羯磨を作すのである」

「この〔手続きの〕中で、なにが現前か」

「出罪を与える人と出罪を受ける人が一個所で和合して、法に即し、律に即し、仏陀の教えに即して別住を作すのが〔現前で〕ある。『作す』とは、この比丘のために出罪を作すのである」

「さらにまた、如法な自言にはどのようなものがあるか」。(自言の第三例)

「比丘が、他の比丘から罪を告発された場合であれ、告発されない場合であれ、あるいは、他の比丘から問いただされた場合であれ、問いただされない場合であれ、自分から『私は可悔過罪を犯しました』と告白することである」

「この〔手続きの〕中で、なにが現前か」

「悔過を与える人と悔過を作す人が一個所で和合して、法に即し、律に即し、仏陀の教えに即して作すのが〔現前で〕ある。『作す』とは、悔過すべきを作すのである。これが、現前比尼と自言比尼による滅⁽²³⁾という」

注目すべきは、ここの自言の例に、波羅夷罪が含まれていないことである。自言によって滅せられるべき犯罪諍は僧残（僧伽婆尸沙）と可悔過罪である。可悔過罪というのは、僧残より軽いすべての罪を含んでいるから、結局ここで言っているのは、「波羅夷以外の罪に関するアディカラナは自言で滅することができる

る」ということである。パーリ律のサマタ韃度後半部分では「軽罪だけが自言で滅諍できる」と言っていたので、意味はほぼ重なる。

問題は僧残罪である。僧残罪は通常、軽罪には入らないし、実際、パーリ律サマタ韃度の後半では、僧残よりも軽い波逸提 (pācittiya) 罪以下の罪を犯した比丘についてのみ自言が適用できるものとして記されていた。つまり、「自白するだけで消える罪」が適用範囲とされていたのである。それに対して、この『十誦律』「諍事法」(＝サマタ韃度後半) では、僧残罪も自白による滅諍の対象とされている。ここに違いがあるのだが、実際にはやはりこども、「自白で滅することのできるアディカラナ」として僧残を扱っているのである。

上の引用を読むと分かるように、僧残罪を犯した比丘が、そのことを自白し、それに応じた罰をサンガから受けることで僧残罪が解消されるということを、特に「自白する」という行為に重点を置くかたちで書かれている。「僧残罪も、他の軽罪と同様、自白をベースとして滅することができる」という主旨である。これは「自白によって滅することのできる罪」の範疇を、「自白だけで滅することのできる罪と、自白を第一歩とし、そのあとさらに既定の手続きを踏むことで滅することのできる罪の両方」という広い意味にとる、『十誦律』独自の解釈である。

僧残を含めないか含めるかに違いはあっても、「自言によって滅することのできる犯罪事には波羅夷罪は含まれない」としている点、パーリ律サマタ韃度後半と、『十誦律』「諍事法」は同じ解釈を示している。すなわちそれは、犯罪事を、「比丘・比丘尼の犯罪によって生じる諍い」ではなく「比丘・比丘尼の犯罪そのもの」と考えていることになるのである。⁽²⁴⁾したがって『十誦律』もパーリ律と同じく、サマタ韃度の前半と後半で、自言の意味がずれていることになる。これにより、『十誦律』にも四段階成立説の証拠が存在するということが確認できる。私の仮説の重要な裏付けである。

2. 「自言と現前」

『十誦律』比丘經分別の末尾に、本来のサマタ韃度の前半部分に相当する文章

が置かれていて、七種のアディカラナサマタ法が順次解説されている、という状況についてはすでに言った。ここで問題とするのは、その解説順序である。ここでは七つのアディカラナサマタ法が、①自言、②現前比尼、③憶念比尼、④不癡比尼、⑤実覓比尼、⑥多覓比尼、⑦如草布地比尼の順で解説されるが、冒頭の①自言→②現前比尼という順序が奇妙である。同じ『十誦律』の波羅提木叉である『十誦比丘波羅提木叉戒本』の末尾では①現前比尼、②憶念比尼、③不癡比尼、④自言治、⑤覓罪相、⑥多覓罪、⑦如草布地の順になっているが、これは、パーリ律などすべての律に共通する順序である⁽²⁵⁾。

七種アディカラナサマタ法を解説する際に、自言が一番最初にくることは（このあと紹介する「根本有部律」の特定部にあらわれる一例を除いては）他にはない。すべて、①現前比尼、②憶念比尼、③不癡比尼 …… という順になっているのである。なぜ『十誦律』のこの部分だけが①自言→②現前という変則的な順序になっているのであろうか⁽²⁶⁾。

実はこの問題に関して私は、30年以上前の1981年に、京都大学文学部に提出した「根本説一切有部律 Adhikaraṇavastuについて」という学部卒業論文で取り上げており、結論も出している。もちろん今回のように、アディカラナ概念の変遷過程を根本的に解明するといった大がかりなものではなく、単に「根本有部律」と『十誦律』にだけ①自言、②現前という変則的な順序が表れるのはなぜか、という個別問題に答えを与えるものであった。その成果の一部は後に『印度學佛教學研究』に発表した⁽²⁷⁾が、ページ数の関係で、読み手には文意が全く理解できないほどに短縮されたものになっていたため、実際には公表しなかったのと同じである。そこで今回は、この問題を「読者に意味が通じるよう」、再論することにする。

問題を解決するためには、先に「根本有部律」Adhikaraṇavastuの構造を見ておく必要がある。すでに先行論文で論じたが、「根本有部律」Adhikaraṇavastuは、改変によって、本来ならば前半と後半に分かれていたサマタ韃度の内容を融合して一体化させている⁽²⁸⁾。したがって、本来ならば前半部分で語られていた七種アディカラナサマタ法だけの単独解説は存在せず、初めから、四アディカラナを七

種アディカラナサマタ法のどれで、どのようにして滅するのかという、後半部分に相当する記述が始まり、その中に、本来の前半部分に相当する、七種アディカラナサマタ法の個別解説が適宜組み込まれるという構造なのである。

その中、四アディカラナの3番目、犯罪アディカラナ (āpattyadhikaraṇa) を滅する手順において、「犯罪アディカラナは自言 (pratijñākāraka) と現前ヴィナヤ (saṃmukhavinaya) と覓罪相 (tatsvabhāvaiṣiya) と如草覆地 (tṛṇaprastāraka) の四種で鎮める」といわれ、そしてそこで、これら四種のアディカラナサマタ法が、その成立因縁も含めて語られるのであるが、奇妙なことに、自言にだけは成立の因縁譚がついていない。この因縁譚部分こそが、サマタ韃度の本来あった前半部分から移されたもので、前半部分が細切れにされて各アディカラナサマタ法に振り分けられているのであるが、自言には、その因縁譚がないということである。そして、自言の解説のあとに現前ヴィナヤ (saṃmukhavinaya) の解説がくるのだが、そこにはちゃんと因縁譚がついている。つぎのような構造になっているのである。

(あるべきはずの自言の因縁譚がない)

↓

自言の解説

↓

現前比尼の因縁譚

↓

現前比尼の解説

その現前比尼の因縁譚とは次のような話である。⁽²⁹⁾

世尊が舍衛国の祇園におられた時、カーラ・ムリガーラプトラ (Kāla Mrgāraputra) は、ヴァイシャーリーの重閣講堂にいた。彼は舍衛国の生まれであつたがヴァイシャーリーのリッチャヴィー族の人たちに大変尊敬されていた。これを面白く思わない地元ヴァイシャーリーの比丘たちは、彼に拳罪羯磨 (utkṣepaṇīya karman) を為して追い出そうと画策する。そして、カーラ・ムリ

ガーラプトラが脱衣場で他の比丘の衣を間違えて着てしまったことにいいがかりをつけ、「告発することもなく」(acodavitvā)、「憶念させることもなく」(asmārayitvā)、勝手に彼に拳罪羯磨を為した。そこでカーラ・ムリガーラプトラは舍衛国へ行き、このことを報告する。それを聞いた世尊は、「私がお前を如法に復権させてやろう (osārayati)」と言って、カーラ・ムリガーラプトラを復権させる。

そのころ、ヴァイシャーリーの比丘たちに後悔の念が生じ、皆で舍衛国へとやって来るが、そこで「カーラ・ムリガーラプトラが世尊によって復権してもらった」という話を聞く。するとそのヴァイシャーリーの比丘たちの中に、「カーラ・ムリガーラプトラは我々によって拳罪羯磨を為されたのに、その我々がいないところで、世尊が彼を復権させたのは不当である」と、世尊の行為に異議を唱える者がいた。しかし一方、「世尊は法主であるから、その世尊による復権は正当だ」と言う者もいた。彼らは世尊のもとに行き、以上の事情を報告し、世尊の行為に対して、賛否両論が出ていることを告げる。世尊は、「比丘たちは起こってくるアディカラナを法、律、師の教えによって鎮めたいと考えているのだなあ」と思い、「いかにして現前比尼によって滅諍するか」を定める。(すなわち、当事者同士が顔を合わせ、互いに納得したかたちで諍いを鎮めるための方法を制定したのである⁽³⁰⁾)。

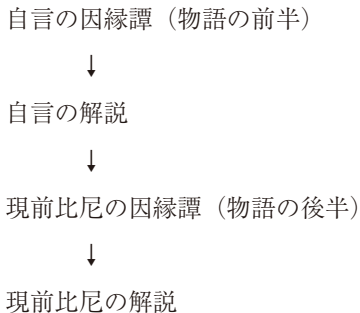
これが、現前比尼が制定された因縁である。確かに筋は通っている。話の全体が、現前比尼、つまり「諍いの当事者が顔を合わせて話し合うことによって決着をつける」という方法の因縁になっている。

しかしこの「根本有部律」Adhikaraṇavastuの話、『十誦律』比丘経分別の末尾と比較すると、大変興味深い点が見えてくる。『十誦律』の方では、今のこの一本の話が二つに分かれていて、前半部分が自言の因縁譚、後半部分が現前比尼の因縁譚になっているのである。話の前半でヴァイシャーリーの比丘たちは、カーラ・ムリガーラプトラの自白証言もないのに、彼に拳罪羯磨を行い、追いつもうとする。この部分が、「自白なくして勝手に人を処分してはならない」とい

う規定になり、それを土台として、「自言、すなわち諍いの当事者が自白することで、その諍いを鎮めるというアディカラナサマタ法」が制定されるのである。そして話の後半が、「当事者同士が直接話し合うことで諍いを鎮める現前比尼というアディカラナサマタ法」の制定因縁として使われているのである。

このように『十誦律』では、一本の話が二つに分割され、前半が自言の因縁、後半が現前比尼の因縁に用いられている。したがって、説明順序は必ず ①自言→②現前でなければならない、これは変更不可能である。

この状況から次のようなプロセスが想定できる。「根本有部律」や『十誦律』といった現存の律のもとになる前段階の有部律があったとする。これを仮に「有部律 X」と呼ぼう。⁽³¹⁾「有部律 X」も本来はパーリ律などと同じく、七種アディカラナサマタ法を語る前半部と、四種のアディカラナの減し方を語る後半部で構成される「サマタ韃度」を持っていたであろう。その中、七種アディカラナサマタ法を語る前半部では、七種のアディカラナサマタ法各々に因縁譚をつけたのだが、自言と現前比尼に関しては、一本の物語の前半を自言の、後半を現前比尼の因縁として利用したため、その順に合わせて、説明順序も自言→現前比尼というかたちに変更されていた。それに応じて、サマタ韃度前半部分は、現前比尼ではなく、自言から始まることになったのである。ここまでが「有部律 X」での状況である。



そして『十誦律』は、こういった記述を含む「サマタ韃度」の前半部分全体を、そのまま比丘経分別の末尾へと移動した。したがって比丘経分別末尾での七種アディカラナサマタ法の解説は、冒頭から「自言の因縁譚としての、カーラ・ムリ

ガーラプトラとヴァイシャーリーの比丘たちの争いの話の前半部分」→「自言の制定」→「現前比尼の因縁譚としての、カーラ・ムリガーラプトラとヴァイシャーリーの比丘たちの争いの話の後半部分」→「現前比尼の制定」という順になっているのである。

一方「根本有部律」は、このような移動を行わず、サマタ韃度はそのまま単独で伝持されていたが、七種アディカラナサマタ法だけを語る前半と、四アディカラナを七種アディカラナサマタ法で減する方法を語る後半部分を融合させ、後半部分すなわち、四アディカラナ各々を七アディカラナサマタ法のそれぞれで減する説明の中に、前半部分にあった制定因縁などの記述が、ばらばらにされて組み込まれることになった。そこで、四アディカラナと、それを鎮めるための七種アディカラナサマタ法の対応は次のようになっている。

- ① 評論諍 (vivādādhikaraṇa) を鎮めるためのアディカラナサマタ法は、⁽¹⁾現前比尼と多人語。
- ② 非言諍 (anavavādādhikaraṇa) を鎮めるためのアディカラナサマタ法は、⁽²⁾現前比尼と憶念比尼と不癡比尼。
- ③ 犯罪諍 (āpattiyādhikaraṇa) を鎮めるためのアディカラナサマタ法は、⁽³⁾自言と現前比尼と求罪自性と如草相掩。
- ④ 作事諍 (kṛtyādhikaraṇa) を鎮めるためのアディカラナサマタ法は、和合サンガ。

因縁譚に関しては、すでに自言と現前比尼が同じ話の前半、後半をそれぞれ因縁にするという構造ができあがっていたため、現前比尼の初出個所および二度目の出現個所、つまり評論諍と非言諍の解説個所（下線(1)と(2)）では因縁譚を出すことができない。現前比尼の因縁譚を語るためには、必ずその直前で自言も語らねばならないからである。したがって3番目の犯罪諍の解説個所（下線(3)）になってはじめて、現前比尼の因縁を語るができる。しかもその際、順序を自言→現前比尼という変則形のままで出さざるを得ないのである。

ここで「根本有部律」はさらに独自の操作を行い、分断されていた話を一本にまとめてしまった。すなわち、「自言の因縁譚としての、カーラ・ムリガーラプト

ラとヴァイシャーリーの比丘たちの争いの話の前半部分」→「自言の制定」→「現前ヴィナヤの因縁譚としての、カーラ・ムリガーラプトラとヴァイシャーリーの比丘たちの争いの話の後半部分」→「現前ヴィナヤの制定」という順で、話の前半と後半が分断されていたものを再結合して、その一本の話を、現前ヴィナヤの因縁譚として置いたのである。

もし「有部律X」の段階ですでに、その話が一本化されて現前ヴィナヤの因縁譚としてのみ用いられていて、自言には因縁譚がついていなかったと仮定するならば、「根本有部律」は現前ヴィナヤの初出箇所（下線(1)）にその因縁譚を置くはずであるし、犯罪諍のところでわざわざ自言→現前ヴィナヤという変則で語る必要もなかったはずである。したがって、上記のような操作は、「有部律X」から「根本有部律」が編集された段階での改変ということになる。この事実は、「有部律X」から『十誦律』と「根本有部律」が生まれてくる過程を知るうえでも重要な情報となるであろう。

このほかにも『十誦律』には、解決すべき問題がいくつか残されている。紙数がないので、それは別稿で論ずるが、予め、その問題点だけ指摘しておく。

IV

1. 『十誦律』比丘経分別末尾で七種アディカラナサマタ法が解説される際、現前比尼の執行方法の途中に、きわめて不自然なかたちで多覓罪（=多人語）の執行方法が挟み込まれている。これは明らかに、本来別々の記述であったものが無理に接合された状況を示している。この問題を取り上げねばならないが、議論は『十誦律』にとどまらず、六本の広律全体にわたって、「現前ヴィナヤと多人語の関係」というテーマで広く論じることになるであろう。

それは、アディカラナ概念四段階成立説のうちの第二段階から第三段階へと遷移した時点で、本来別個の滅諍方法として規定されていた現前ヴィナヤと多人語が一本に融合され、それにともなって様々な不整合が生じたのであり、『十誦律』に見られる上記の状況も、そういった不整合の表れの一つだ、という議論になるはずである。しかも、その融合作業の中で、ubbāhikā、vyūḍhakaと呼ばれ

る役職が導入されることになったのだが、これこそが冒頭で挙げた五つの問題点の第四番目のテーマである。

したがって、「現前ヴィナヤと多人語の関係」を調査する中で、自ずから最後に残された第四の問題点も議論されることになり、それが正しく完了すれば、五つの問題はすべて解決することになる。

2. 『十誦律』比丘經分別末尾の七種アディカラナサマタ法解説の中、憶念比尼の因縁譚として、もともと僧残第8条の因縁譚であったダツバマツラプッタの話が転用されているが、それを転用元の『十誦律』僧残第8条の因縁譚と比較してみると、内容に微妙な違いがある。詳しく見ていくと、それは僧残第8条の因縁譚を憶念比尼の因縁譚に転用する際の調整作業の結果だということが分かる。この知見をもとにして、他の広律の該当部分も調査し、そこにみられる因縁譚転用の際の調整作業の異同を、律毎に見ていく必要がある。この二点については次の論考で詳細に論じる。

注

- (1) 略号表で挙げた「佐々木, *Adhikaraṇa*」の9本のシリーズ論文。なお、略号「佐々木, *Adhikaraṇa* 8」で示した論文は、実際のタイトルには「8」がついていないが、内容的には8本目に相当するので、このような略号を用いた。
- (2) 問題点1は佐々木, *Adhikaraṇa* 6 と佐々木, *Adhikaraṇa* 7 で、問題点5は佐々木, *Adhikaraṇa* 5 で論じた。
- (3) 佐々木, *Adhikaraṇa* 4-(2), pp. 145-146.
- (4) Vin IV, p. 207. この部分の和訳と、それに対するサマンタパーサーディカー (Samantapāsādikā) による注釈の和訳は、佐々木, *Adhikaraṇa* 1, pp. 169-170に示した。
- (5) Vin II, p73-104.
- (6) 律蔵におけるアディカラナに関する記述は、4つの段階を経て現在形になったとする四段階成立説である (佐々木, *Adhikaraṇa* 3)。ただし、その四段階成立説というのは、あくまで「パーリ律、『四分律』に現れる基本構造が成立するまでに四段階の発展があった」ということであって、それがさらに、『五分律』、『十誦

律』、「根本有部律」、『摩訶僧祇律』においては、各律毎に違った操作によって改変されていった。それを調査しているのが佐々木、*Adhikaraṇa 4-(1)* 以降の論文である。

- (7) 大正22, 77b6.
- (8) 佐々木, *Adhikaraṇa 6* および *Adhikaraṇa 7*.
- (9) 大正22, 713c22.
- (10) 大正 22, 77b6.
- (11) 内容をまとめると以下のようになる。
 - ① 現前毗尼 → 場所は瞻婆國、関係者は六群比丘
 - ② 憶念毗尼 → 場所は王舎城、関係者は陀婆力士子
 - ③ 不癡毗尼 → 場所は王舎城、関係者は伽伽比丘
 - ④ 自言 → 場所は舍衛城、関係者は異比丘
 - ⑤ 多人語 → 場所は舍衛城、関係者は衆多比丘
 - ⑥ 草布地 → 場所は舍衛城、関係者は衆多比丘
 - ⑦ 本言治 (= 覓罪相) → 場所は舍衛城、関係者は優陀夷
- (12) 『五分律』波羅提木叉の來歴に関しては平川彰が詳細に論じている。それによれば、『五分律』の波羅提木叉として現存する2本のうち、真の『五分律』波羅提木叉と呼べるものは、『彌沙塞五分戒本』(大正22, 194c-200b) だけであり、もう1本の『五分戒本』(大正22, 200b-206b) は實際は『五分律』系統の波羅提木叉ではなく、『十誦律』から抄出したものである。そしてその『彌沙塞五分戒本』にしても、オリジナルの梵本から訳されたものではなく、広律『五分律』から戒序と251条の条文を抄出し、そこに『十誦律』や『摩訶僧祇律』の戒本から借用した前後の偈文を付加して作成されたものであるとされる(平川彰『律藏の研究』, 山喜房佛書林 1960年, pp. 224-252)。もしこの平川の説が正しければ、『彌沙塞五分戒本』の編纂者は、『五分律』比丘經分別末尾にある「注釈的文言付きの七種アディカラナサマタ法列举部分」から、注釈的文言だけを取り除き、他の律の波羅提木叉と同じ、単なる列举のかたちに変えて戒本中に置いた、ということになる。このような想定は十分あり得る。『五分律』比丘經分別末尾を見れば、それが、一種の注釈的スタイルで書かれていることは明白であるし、他の律の波羅提木叉末尾が皆、その注釈の部分、すなわちアディカラナサマタ法の制定場所と因縁譚の主人公名の部分を取り除いたかたちで構成されていることを見れば、編纂者が上記

の操作によって『彌沙塞五分戒本』を作成するのは当然のことだからである。また、さらに『五分律』の場合、比丘尼の波羅提木叉の末尾、および比丘尼律末尾のどちらにも、アディカラナサマタ法に関する記述が存在していないという特異性がある。『五分律』では「アディカラナサマタ法を比丘尼律には含めない」という認識があったのではないかと思われる。これについては佐々木, *Adhikaraṇa 4(1)*, p. 185-186ですでに指摘した。

- (13) 大正22, 153c-156b.
- (14) 憶念比丘の制定場所と関係人物はそれぞれ「王舎城」、「陀婆力士子」(ダツバマツラプッタ)であるが、これはもともとは僧残罪第8条の因縁譚がベースである。それだけ見れば、「憶念比丘の具体的な制定因縁譚が僧残第8条に存在している」とも言える。しかし、一旦、僧残8条の制定因縁譚が憶念比丘制定の因縁譚として転用され、不癡毘尼などの他の因縁譚と並列に置かれて用いられることになった、その憶念比丘の因縁譚としての陀婆力士子の話がどこにもないのであるから、ここで言うように、『五分律』のどこか別の場所に存在するオリジナルの話をベースにして、その要点だけを抽出したというのではなく、略式文だけで独立に存在している」と言うことができるのである。同じ事が次の不癡比丘についても言える。この伽伽比丘の話は、『五分律』「布薩法」で記される「狂羯磨」の制定因縁がおおもとのオリジナルであるが、それが不癡毘尼の制定因縁に転用された。その狂羯磨の話は存在しているが、転用された後の不癡毘尼の制定因縁の具体的な話はどこにもないのである (大正22, 125c)。
- (15) 佐々木, *Adhikaraṇa 4(2)*, pp. 145-146.
- (16) 言諍 (*vivādādhikaraṇa*) に限っては、「AがAアディカラナである」という言い方と「Aによって生じるアディカラナがAアディカラナである」という言い方に、実際の違いが生じない。A (教説をめぐって起こる対立) そのものが「諍い」(アディカラナ)の意味を含んでいるので、どちらの言い方でも同じ意味になるからである。そしてこれこそが、四アディカラナが制定された時の定義に、不合理が混入した原因である。本来ならば「Aによって生じるアディカラナがAアディカラナである」というかたちで定義しなければならなかったところが、第一番目の言諍が、「AがAアディカラナである」という定義でも同義となることから、このスタイルが四種アディカラナすべての定義として採用されてしまったのである。この点については佐々木, *Adhikaraṇa 3* で詳細に論じた。

- (17) 佐々木, *Adhikaraṇa* 5.
- (18) 佐々木, *Adhikaraṇa* 4-(1), p. 186.
- (19) 佐々木, *Adhikaraṇa* 6 および *Adhikaraṇa* 7.
- (20) 佐々木, *Adhikaraṇa* 3, pp. 172-174. 要は、注16で述べた、「AがAアディカラナである」という不合理な定義の採用である。サマタ韃度の後半部分が成立した段階で、犯罪アディカラナに、この不合理な定義を採用したため、本来ならば「比丘の犯罪をめぐって生じる諍いが犯罪アディカラナである」としなければならないところを、「比丘の犯罪が犯罪アディカラナである」という定義にしてしまった。犯罪アディカラナの意味が全く違ってしまったのである。その結果として、犯罪アディカラナを鎮めるための一方法であった自言を、「比丘の犯罪を解除するための方法」へと変更せざるを得なくなり、そこに「軽罪を犯した者が」という条件を付したのである。詳しくは佐々木, *Adhikaraṇa* 3。
- (21) 大正23, 141c11
- (22) 大正23, 255c29.
- (23) 引用文中の別住, 摩那埵, 本日治, 出罪といった用語については佐藤密雄の研究に詳しい(『原始仏教教団の研究』, 山喜房仏書林, 1963, pp. 411-432)。別住, 摩那埵, 本日治は僧残を犯した者を処罰するための規定であり、出罪は、そういった罰を受けた者が、二十人以上のサンガの総意によって地位を回復してもらうための手続きである。可悔過罪とは、僧残罪よりも軽い罪を総称して言っているのである。
- (24) 犯罪事を「比丘・比丘尼の犯罪そのもの」と考えるから、「それを自言によって滅する」という場合、自言によって滅することが不可能な波羅夷罪は除外せざるを得ないのである。
- (25) 大正23, 478b.
- (26)
- ・『十誦律』(比丘戒本末尾による) 現前比尼, 憶念比尼, 不癡比尼, 自言治, 覓罪相, 多覓罪, 如草布地
 - ・『四分律』 現前毘尼, 憶念毘尼, 不癡毘尼, 自言, 多人語, 本言治(罪處所), 草布地
 - ・『五分律』 現前毗尼, 憶念毗尼, 不癡毗尼, 自言, 多人語, 草布地, 本言治(=覓罪相)
 - ・パーリ律 現前比尼, 憶念比丘, 不癡比尼, 自言治, 多人語, 覓罪相, 如草覆地

- ・『摩訶僧祇律』（比丘尼經分別末尾部分による）現前比尼，憶念比尼，不癡比尼，自言比尼，覓罪相比尼，多覓比尼，布草比尼
 - ・「根本有部律」 現前毘奈耶，憶念毘奈耶，不癡毘奈耶，求罪自性毘奈耶，多人語毘奈耶，自言毘奈耶，草掩毘奈耶
- (27) 佐々木閑「根本有部律Adhikaraṇavastuについて」, 『印度學佛教學研究』 第32巻第1号, 1983年, pp. 174-175.
- (28) 佐々木, *Adhikaraṇa* 5.
- (29) R. Gnoli, *The Gilgit Manuscript of the Śāyanāsanavastu and the Adhikaraṇavastu*, Roma 1978, pp. 102-104.
- (30) この因縁譚は、仏自身による無罪の判断が、当事者である六群比丘がいないところでなされたことに対して六群比丘が異議を申し立て、それを認めた仏が、新たに「当事者どうしが直接話し合うというかたちで、事態収拾をはかる」という現前滅諍法を制定した、という流れになっている。しかしそれでは、話の前半で問題になった「当人の自白なくして拳罪羯磨を与えたことの不当性」を承認してしまうことになるし、そうして不当な処分を受けたカーラ・ムリガーラプトラを仏が復権させたことの妥当性も失われてしまう。『十誦律』や「根本有部律」の前段階の律（「有部律X」）において行われた、一つの話を二つの滅諍法の因縁として割り振るという作業が、このような矛盾を生むことになったと思われる。
- (31) 有部律Xの存在は、『婆沙論』の分析により、すでに指摘している。佐々木閑「婆沙論と律」, 『印度學佛教學研究』 第49巻第1号, 2000年, pp. 421-413.

（本稿は、2014年度科学研究費補助金（基盤研究c）による研究の成果である）